

令和8年2月25日招集

市 議 会 2 月 定 例 会 議 案

(一 般 議 案)

新 発 田 市

議案番号	件名
議 第 79 号	教育委員会委員の任命について
議 第 80 号	新発田市過疎地域持続的発展計画の改定について
議 第 81 号	新発田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
議 第 82 号	新発田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について
議 第 83 号	新発田市急傾斜地崩壊防止対策事業分担金徴収条例制定について
議 第 84 号	新発田市職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定について
議 第 85 号	新発田市長等退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について
議 第 86 号	新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議 第 87 号	新発田市行政手続条例の一部を改正する条例制定について
議 第 88 号	新発田市行政不服審査会条例の一部を改正する条例制定について
議 第 89 号	新発田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
議 第 90 号	新発田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議 第 91 号	新発田市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について

議案番号	件名
議 第 9 2 号	新発田市子どもデイサービス事業条例の一部を改正する条例制定について
議 第 9 3 号	新発田市立保育園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
議 第 9 4 号	新発田市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
議 第 9 5 号	新発田市臨時露店管理条例の一部を改正する条例制定について
議 第 9 6 号	新発田市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について
議 第 9 7 号	新発田市有機資源センター条例の一部を改正する条例制定について
議 第 9 8 号	新発田市建築関係手数料条例の一部を改正する条例制定について
議 第 9 9 号	新発田市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
議 第 1 0 0 号	新発田市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
議 第 1 0 1 号	新発田市泉地区世代交流センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について
議 第 1 0 2 号	新発田市ふるさと水と土保全基金条例を廃止する条例制定について
議 第 1 0 3 号	市道路線の廃止について
議 第 1 0 4 号	市道路線の認定について

議第 7 9 号

教育委員会委員の任命について

次の者を新発田市教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

住 所 新潟市中央区女池上山
氏 名 山崎 由紀

議第 8 0 号

新発田市過疎地域持続的発展計画の改定について

新発田市過疎地域持続的発展計画を計画期間満了に伴い別冊のとおり改定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 8 条第 1 0 項において準用する同条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

新発田市長 二階堂 馨

議第 8 1 号

新発田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例制定について

新発田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第2条 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）に定める基準をもって、その基準とする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、新発田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 8 2 号

新発田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について

新発田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第2条 法第54条の3において準用する法第46条第2項で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に規定する基準とする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、新発田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 8 3 号

新発田市急傾斜地崩壊防止対策事業分担金徴収条例制定について

新発田市急傾斜地崩壊防止対策事業分担金徴収条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市急傾斜地崩壊防止対策事業分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市が施行する急傾斜地崩壊対策事業（以下「事業」という。）に要する費用に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条に規定する分担金の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(分担金の徴収)

第2条 分担金は、事業の施行により特に利益を受ける者（以下「受益者」という。）から徴収する。

(分担金の総額等)

第3条 分担金の総額は、事業に要する経費から国又は県から受ける補助金の額を減じて得た額の10分の1の範囲内で市長が定める額とする。

2 受益者から徴収する分担金は、事業の施行により各受益者が受ける利益の程度に応じて市長が定める。ただし、各受益者につき50万円を上限とする。

(分担金の納付方法)

第4条 分担金は、市長の指定する期日までに、納入通知書により納付しなければならない。

(分担金の徴収猶予等)

第5条 市長は、災害その他特別の事情により必要があると認めるときは、分担金の徴収を猶予し、又は分担金を減額し、若しくは免除することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、分担金の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 8 4 号

新発田市職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定について

新発田市職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市職員の旅費に関する条例

新発田市職員の旅費に関する条例（昭和43年新発田市条例第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、公務のため旅行する職員に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 出張 職員が公務のため一時その勤務場所（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所若しくは居所を離れて旅行することをいう。
- (2) 赴任 新たに採用された職員（市の要請により国家公務員又は他の地方公共団体の職員から引き続いて採用された職員その他の任命権者が必要と認める職員に限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務場所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員（任命権者が必要と認める職員に限る。）がその転任に伴う移転のため旧勤務場所から新勤務場所に旅行することをいう。
- (3) 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- (4) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張をし、又は赴任をした場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のため旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号、第2号若しくは第4号又は第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の法令に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）をされ、又は死亡した場合その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合において、当該旅行のため、既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定める額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他の事情により、概算払を受けた旅費額（概

算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める額を旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する出張命令(赴任命令を含む。以下同じ。)又は旅行依頼(以下この条及び次条において「旅行命令等」という。)によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 出張命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当するときは、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事由により、旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅

費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第8条から第19条までに定める種目及び内容に基づき、最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)に必要な資料を添えてこれを当該旅費の支払をする者(以下「支払担当者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支払担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。

4 支払担当者等は、その支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する過払金の返納をしなかった場合には、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費若しくは旅費に相

当する金額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

（旅費の種目）

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他これらに類するものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

3 前項の規定にかかわらず、公務上特別の必要があると認める場合には、上

級の運賃の額を支給することができる。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他これに類するものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。

3 前項の規定にかかわらず、公務上特別の必要があると認める場合には、上級の運賃の額を支給することができる。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他これに類するものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最下級の運賃の額とする。

3 前項の規定にかかわらず、公務上特別の必要があると認める場合には、上級の運賃の額を支給することができる。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

第13条 前条に定めるもののほか、職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車を使用して旅行する場合は、当該職員にその他の交通費を支給する。

2 前項に規定するその他の交通費の額は、路程に応じ1キロメートルにつき22円とする。ただし、その路程が片道4キロメートル未満である場合は、支給しない。

3 第1項に規定するその他の交通費は、全路程を通算して計算するものとし、通算した路程に1キロメートル未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(宿泊費)

第14条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その上限額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2第1号の表の区分の欄に掲げる都道府県の区分に応じ、それぞれ同表宿泊費基準額（1夜につき）の職務の級が10級以下の者の欄に掲げる額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る前条の規定による宿泊費の額の合計額とする。

(宿泊手当)

第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、1夜当たりの額は、2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 1,600円

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 800円

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、1夜につき2,400円とする。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、800円とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費)

第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して次に掲げる方法により算定される額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したもものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（着後滞在費）

第18条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

（退職者等の旅費）

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、次に掲げるものとする。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職の者として退職等の日にいた地から旧勤務場所に旅行するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職の者として退職等の日にいた地から新勤務場所に旅行するものとして計算した旅費

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

（遺族の旅費）

第21条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げるものとする。

(1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほ

か、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第3号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(証人等の旅費)

第22条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、職員の出張の例に準じて計算した旅費とする。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第14条、第15条、第17条、第18条及び第19条第1項並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(外国旅行の旅費)

第24条 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行に対して支給する旅費については、国家公務員の旅費の支給の例に準じて市長が別に定める。

(旅費の調整)

第25条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要とし

ない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第26条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項又は第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第27条 支出命令権者は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新発田市職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の新発田市職員の旅費に関する条例第3条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 新条例第27条の規定は、新条例又はこれに基づく規則に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 6 新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和57年新発田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第12条から第14条までを次のように改める。

（市長等の旅費）

第12条 市長等が公務のため旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 市長等の宿泊費の上限額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2第1号の表の区分の欄に掲げる都道府県の区分に応じ、それぞれ同表宿泊費基準額（1夜につき）の指定職職員等の欄に掲げる額とする。

- 3 前項以外の旅費の額は、一般職の職員の例による。

（議会の議員、非常勤の職員の費用弁償）

第13条 議会の議員及び非常勤の職員が招集に応じ、又は職務のため旅行

したときは、その旅行（住所又は居所から目的地までの旅行をいう。）について、一般職の職員の例により費用を弁償する。ただし、議会の議員、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、公平委員会の委員、監査委員、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員並びに固定資産評価審査委員会の委員の宿泊費の額は、前条第2項の規定を準用する。

2 前項本文の規定にかかわらず、転居費、着後滞在費及び家族移転費は、支給しない。

3 第1項本文に規定する旅行について、他の官公署等から費用の弁償を受けたときは、費用の弁償はしない。ただし、その費用の弁償を受けた額が、この条例の規定による弁償額より少ないときは、その差額を支給する。

（旅費及び費用弁償の支給方法等）

第14条 前2条に規定する旅費及び費用弁償の調整、支給方法等は、一般職の職員の旅費の例による。

第15条を削る。

別表第4及び別表第5を削る。

（新発田市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正）

7 新発田市証人等に対する実費弁償に関する条例（昭和57年新発田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「新発田市職員の旅費に関する条例（昭和43年新発田市条例第10号）」を「新発田市職員の旅費に関する条例（令和8年新発田市条例第号）」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される新発田市職員の処遇等に関する条例の一部改正）

8 外国の地方公共団体の機関等に派遣される新発田市職員の処遇等に関する条例（平成5年新発田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条中「新発田市職員の旅費に関する条例（昭和43年新発田市条例第10号）」を「新発田市職員の旅費に関する条例（令和8年新発田市条例第

号)」に改める。

(新発田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

- 9 新発田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年新発田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「新発田市職員の旅費に関する条例（昭和43年新発田市条例第10号）」を「新発田市職員の旅費に関する条例（令和8年新発田市条例第 号）」に改める。

(新発田市藤塚浜財産区管理会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 10 新発田市藤塚浜財産区管理会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年新発田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条本文中「新発田市職員の旅費に関する条例（昭和43年新発田市条例第10号）」を「新発田市職員の旅費に関する条例（令和8年新発田市条例第 号）」に改め、同条ただし書を削る。

議第 8 5 号

新発田市長等退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について

新発田市長等退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市長等退職手当支給条例の一部を改正する条例

新発田市長等退職手当支給条例（昭和43年新発田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項を次のように改める。

3 第1項の規定による退職手当の支給は、任期ごとに行う。

第4条第1項中「市長等となった日」を「その者の任期の初日」に改め、同条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（副市長に係る退職手当の特例）

第4条の2 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）

第2条第1項に規定する者をいう。以下この条において同じ。）から退職手当を支給されないで引き続いて副市長に選任された者については、その者の同法に規定する国家公務員としての在職期間は、副市長としての在職期間に通算する。

2 前項に規定する副市長が退職した場合において、その者が退職した日又はその翌日に再び副市長となったときは、第2条第3項の規定は適用しない。この場合において、その者の在職期間は、引き続いたものとみなす。

3 第1項に規定する副市長の退職手当の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 副市長としての在職期間について、第3条第1項の規定により計算した額

(2) 副市長になるため国家公務員を退職した日にその者が受けていた俸給の月額及びその者の国家公務員としての引き続いた在職期間を基礎として、退職の日（前項の規定に該当する者にあつては、最終の退職の日）において一般職の条例の例により計算して得た額

4 第1項に規定する副市長が退職した場合において、その者が退職の日又は

その翌日に国家公務員となったときは、この条例による退職手当は支給しない。

- 5 前項の規定は、第1項に規定する副市長が引き続いて他の地方公共団体の地方公務員となった場合において、その者の副市長としての在職期間が当該他の地方公共団体の退職手当に関する規定によりその者の当該地方公務員としての在職期間に通算されることに定められているときに準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第2条第3項及び第4条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に在職する市長等の現任期に係る退職手当から適用する。
- 3 改正後の第4条の2の規定は、施行日に在職する同条第1項に規定する副市長に係る退職手当から適用する。

議第 8 6 号

新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和57年新発田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条の3第2項各号列記以外の部分中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条の3第2項各号列記以外の部分中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

別表第3中「8,000円」を「20,000円」に改める。

第3条 新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2中「498,000円」を「512,900円」に、「428,000円」を「440,800円」に、「396,000円」を「407,800円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から、第3条の規定は令和9年5月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の特別職給与等条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（手当の内払）

- 3 改正後の特別職給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定によ

る改正前の新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第 8 7 号

新発田市行政手続条例の一部を改正する条例制定について

新発田市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市行政手続条例の一部を改正する条例

新発田市行政手続条例（平成8年新発田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を本市の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
- 第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項前段中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を加え、同項後段中「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「参加人」と、「の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 5 月 2 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の新発田市行政手続条例（以下「改正後の条例」という。）第 1 5 条第 3 項及び第 4 項（これらの規定を改正後の条例第 2 2 条第 3 項及び第 2 9 条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議第 8 8 号

新発田市行政不服審査会条例の一部を改正する条例制定について

新発田市行政不服審査会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市行政不服審査会条例の一部を改正する条例

新発田市行政不服審査会条例（平成28年新発田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中「総務課法制執務室」を「総務課」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 89 号

新発田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
制定について

新発田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のよ
うに制定する。

令和 8 年 2 月 25 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

新発田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成４年新発田市条例第５０号）の一部を次のように改正する。

別表し尿の項中「１８リットルにつき １４０円」を「１回の収集量が１８０リットルまでは１，４５０円、１８０リットルを超える分は１８リットルにつき１４５円」に改める。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

議第 9 0 号

新発田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

新発田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新発田市国民健康保険税条例（昭和34年新発田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第3条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第4条第1項中「100分の7.24」を「100分の6.98」に改める。

第5条中「25,500円」を「23,900円」に改める。

第6条の6の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第6条の7 第3条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.26を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険

者均等割額)

第6条の8 第3条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,500円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第6条の9 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

第19条第1項各号列記以外の部分中「並びに」を「、」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からカ及びキに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第1号ア中「17,850円」を「16,730円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,050円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 70円

第19条第1項第2号ア中「12,750円」を「11,950円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 750円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 50円

第19条第1項第3号ア中「5,100円」を「4,780円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被
保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1
人について 300円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の1
8歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定
する世帯主を除く。）1人について 20円

第19条第2項第1号ア中「3,825円」を「3,585円」に改め、同
号イ中「6,375円」を「5,975円」に改め、同号ウ中「10,200
円」を「9,560円」に改め、同号エ中「12,750円」を「11,95
0円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保
険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人につ
いて次に定める額

ア 前項第1号カに規定する金額を減額した世帯 225円

イ 前項第2号カに規定する金額を減額した世帯 375円

ウ 前項第3号カに規定する金額を減額した世帯 600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 750円

第19条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険
者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の
3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の
所得割額 当該出産被保険者につき第6条の7の規定により算定した所
得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該
年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の
被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の8の規定により算定
した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合

にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該
出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の
18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の9の規
定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を
減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均
等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当
該年度に属する月数を乗じて得た額

第19条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最
初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)
がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付
金課税額の被保険者均等割額(第1項、第2項又は前項に規定する金額を減
額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額。以下こ
の項において同じ。)は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯
に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額
を減額して得た額とする。

第23条第1項第3号中「未就学児」を「18歳未満被保険者」に改める。

附則第9項、第10項及び第12項から第19項までの規定中「第6条の5」
の次に「、第6条の7」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の新発田市国民健康保険税条例の規定は、令和8年
度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民
健康保険税については、なお従前の例による。

議第 9 1 号

新発田市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定に
ついて

新発田市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定
する。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

新発田市デイサービスセンター条例（平成2年新発田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の表新発田中井デイサービスセンターの項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 9 2 号

新発田市子どもデイサービス事業条例の一部を改正する条例制定
について

新発田市子どもデイサービス事業条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市子どもデイサービス事業条例の一部を改正する条例

新発田市子どもデイサービス事業条例（平成12年新発田市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「満1歳」を「満6箇月」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 9 3 号

新発田市立保育園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

新発田市立保育園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市立保育園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新発田市立保育園設置及び管理に関する条例（平成27年新発田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の表新発田市立うすが森保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 9 4 号

新発田市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例
に関する条例の一部を改正する条例制定について

新発田市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条
例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例
に関する条例の一部を改正する条例

新発田市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例（令和5年新発田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 9 5 号

新発田市臨時露店管理条例の一部を改正する条例制定について

新発田市臨時露店管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市臨時露店管理条例の一部を改正する条例

新発田市臨時露店管理条例（昭和43年新発田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「、縁日」を削り、同条第4号を削る。

第6条第1項各号列記以外の部分中「区分」を「ところ」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 奥行が2メートル以内で、間口が1メートル80センチ以内のものは、1日につき3,000円。間口が1メートル80センチを超えるものは、その超える部分1メートル80センチ（1メートル80センチ未満のものは1メートル80センチとする。）ごとに、1日につき1,000円を加算する。

第6条第1項第3号を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 9 6 号

新発田市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について

新発田市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市火入れに関する条例の一部を改正する条例

新発田市火入れに関する条例（昭和60年新発田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(火入れの中止)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第14条の2 前条の規定は、新発田地域広域事務組合火災予防条例（昭和48年新発田地域広域事務処理一部事務組合条例第16号）第29条の8第1項に規定する林野火災に関する注意報の発令について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 9 7 号

新発田市有機資源センター条例の一部を改正する条例制定について

新発田市有機資源センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市有機資源センター条例の一部を改正する条例

新発田市有機資源センター条例（平成17年新発田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中「110円」を「140円」に、「190円」を「240円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 9 8 号

新発田市建築関係手数料条例の一部を改正する条例制定について

新発田市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新発田市建築関係手数料条例（平成21年新発田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条第44号の6中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同条第44号の7中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改め、同条第56号アの表中「第10条第2号ロ(2)の基準（」の次に「基準省令第1条第1項第2号イただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する住宅（以下この号において「気候風土適応住宅」という。）にあつては、同号ロ(1)の基準に限る。」を加え、「仕様・計算併用法」を「仕様・計算併用法等」に改め、「第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)」の次に「の基準（気候風土適応住宅にあつては、同号ロ(2)の基準に限る。）」を、「第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（」の次に「気候風土適応住宅にあつては、同号ロ(2)の基準に限る。」を加え、同号イの表並びに同条第57号ア及びイの表中「仕様・計算併用法」を「仕様・計算併用法等」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第8条第44号の6及び第44号の7の改正規定は、公布の日から施行する。

議第 99 号

新発田市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

新発田市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 25 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(新発田市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 新発田市下水道事業の設置等に関する条例（平成30年新発田市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(新発田市監査委員に関する条例の一部改正)

第2条 新発田市監査委員に関する条例（昭和47年新発田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(新発田市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 新発田市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年新発田市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議第100号

新発田市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

新発田市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月25日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

新発田市立学校の設置に関する条例（昭和39年新発田市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条の表新発田市立御免町幼稚園の項を削り、同表中「〃 外ヶ輪小学校」を「新発田市立外ヶ輪小学校」に、「〃 中央町5丁目8番9号」を「新発田市中央町5丁目8番9号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（新発田市立幼稚園保育料条例の廃止）

2 新発田市立幼稚園保育料条例（昭和44年新発田市条例第9号）は、廃止する。

（新発田市立幼稚園保育料条例の廃止に伴う経過措置）

3 前項の規定による廃止前の新発田市立幼稚園保育料条例に規定する保育料で、この条例の施行の日において未納のものについては、なお従前の例による。

（新発田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

4 新発田市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和58年新発田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、幼稚園保育料」を削る。

（新発田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 前項の規定による改正前の新発田市職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する幼稚園保育料で、この条例の施行の日において未納のものについては、なお従前の例による。

（新発田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

- 6 新発田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年新発田市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7の項中「及び新発田市立幼稚園給食費徴収規則（令和元年新発田市教育委員会規則第7号）」を削る。

（新発田市税条例の一部改正）

- 7 新発田市税条例（昭和35年新発田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条の4中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

（新発田市立学校施設使用条例の一部改正）

- 8 新発田市立学校施設使用条例（平成元年新発田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、中学校及び幼稚園」を「及び中学校」に改める。

別表中

「

屋内運動場（1校につき）	小学校の全部	円	円	円
	中学校の全部	5,500	7,550	11,000
	幼稚園の全部	1,600	2,220	3,200

を」

「

屋内運動場（1校につき）	小学校の全部	円	円	円
	中学校の全部	5,500	7,550	11,000

に」

改める。

（新発田市立学校施設使用条例の一部改正に伴う経過措置）

- 9 前項の規定による改正前の新発田市立学校施設使用条例に規定する幼稚園の使用料で、この条例の施行の日において未納のものについては、なお従前の例による。

議第101号

新発田市泉地区世代交流センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について

新発田市泉地区世代交流センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和8年2月25日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市泉地区世代交流センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例

新発田市泉地区世代交流センター設置及び管理に関する条例（平成17年新発田市条例第40号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

議第 1 0 2 号

新発田市ふるさと水と土保全基金条例を廃止する条例制定について

新発田市ふるさと水と土保全基金条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市ふるさと水と土保全基金条例を廃止する条例

新発田市ふるさと水と土保全基金条例(平成6年新発田市条例第11号)は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 103 号

市道路線の廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、次の市道路線を廃止するものとする。

令和8年2月25日提出

新発田市長 二階堂 馨

市道路線廃止調書

路線 番号	路線名	路線 { 起点 終点	参 考		備 考
			延長 (m)	幅員 (m)	
13018	浦 支 2 号 線	浦字興野道 65-1 地先 浦字奥野道 71 地先	57	2.7 } 4.7	
19007	三 日 市 東 3 号 線	三日市字町裏 6-1 地先 三日市字町裏 6-9 地先	53	2.4 } 5.8	

市道路線廃止図



縮尺 1/2000

市道路線廃止図



縮尺 1/2000

議第 1 0 4 号

市道路線の認定について

道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 8 条第 2 項の規定に基づき、次の路線を市道に認定するものとする。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

新発田市長 二階堂 馨

市道路線認定調書

路線 番号	路線名	路線 { 起点 終点	参 考		備 考
			延長 (m)	幅員 (m)	
11260	新富町一丁目11号線	新富町1丁目979-13地先 新富町1丁目979-9地先	47	6.0 } 9.4	
11261	東豊小学校東線	東新町4丁目260-1地先 東新町4丁目275-16地先	258	6.0 } 10.3	
11262	ガーデンテラスしばた東新町 1号自転車歩行者道	東新町4丁目260-9地先 東新町4丁目260-5地先	43	2.5 } 2.5	
11263	ガーデンテラスしばた東新町 1号線	東新町4丁目259-2地先 東新町4丁目260-10地先	43	6.0 } 10.3	
11264	ガーデンテラスしばた東新町 2号自転車歩行者道	東新町4丁目258-5地先 東新町4丁目255-10地先	43	2.5 } 2.5	
11265	ガーデンテラスしばた東新町 2号線	東新町4丁目256-2地先 東新町4丁目255-12地先	43	6.0 } 10.2	
11266	ガーデンテラスしばた東新町 3号線	東新町4丁目255-2地先 東新町4丁目255-18地先	43	6.0 } 10.3	
11267	ガーデンテラスしばた東新町 4号線	東新町4丁目252-2地先 東新町4丁目251-12地先	43	6.0 } 10.3	
11268	ガーデンテラスしばた東新町 3号自転車歩行者道	東新町4丁目251-2地先 東新町4丁目251-14地先	43	2.5 } 2.5	
11269	バードタウンとうほう14号線	東新町4丁目248-18地先 東新町4丁目272-16地先	106	6.0 } 10.3	
11270	バードタウンとうほう15号線	東新町4丁目248-20地先 東新町4丁目272-17地先	107	6.0 } 10.3	
11271	バードタウンとうほう16号線	東新町4丁目246-14地先 東新町4丁目4217-1地先	118	6.0 } 7.2	

路線 番号	路 線 名	路 線 { 起 点 終 点	参 考		備 考
			延長 (m)	幅員 (m)	
11272	富 塚 3 3 号 線	富塚町2丁目785-3地先 富塚町2丁目698-9地先	253	6.0 } 12.4	
11273	富 塚 3 4 号 線	富塚町2丁目730-5地先 富塚町2丁目730-27地先	111	6.0 } 13.1	
11274	富塚1号自転車歩行者道	富塚町2丁目704-6地先 富塚町2丁目704-3地先	45	3.9 } 3.9	
11275	富 塚 3 5 号 線	富塚町2丁目776-157地先 富塚町2丁目698-26地先	300	6.0 } 10.3	
11276	富塚2号自転車歩行者道	富塚町2丁目783-3地先 富塚町2丁目741-2地先	77	2.5 } 2.5	
11277	富 塚 3 6 号 線	富塚町2丁目781-3地先 富塚町2丁目741-4地先	83	6.0 } 10.2	
11278	富塚3号自転車歩行者道	富塚町2丁目781-5地先 富塚町2丁目744-2地先	88	2.5 } 2.5	
11279	富 塚 3 7 号 線	富塚町2丁目779-3地先 富塚町2丁目744-4地先	92	6.0 } 10.0	
11280	富塚4号自転車歩行者道	富塚町2丁目746-13地先 富塚町2丁目746-2地先	84	2.5 } 2.5	
11281	富 塚 3 8 号 線	富塚町2丁目730-10地先 富塚町2丁目730-32地先	111	6.0 } 13.1	
11282	城 北 町 団 地 5 号 線	城北町2丁目203-8地先 城北町2丁目203地先	24	5.0 } 10.4	
12122	西 叢 口 太 田 川 線	北叢口字川原592-2地先 西叢口字大橋上246-4地先	600	3.6 } 9.0	

市道路線認定図

新潟職業能力
開発短期大学校



金剛橋

町線

11260
新発田一丁目

2900
国道

県道坂山新発田線

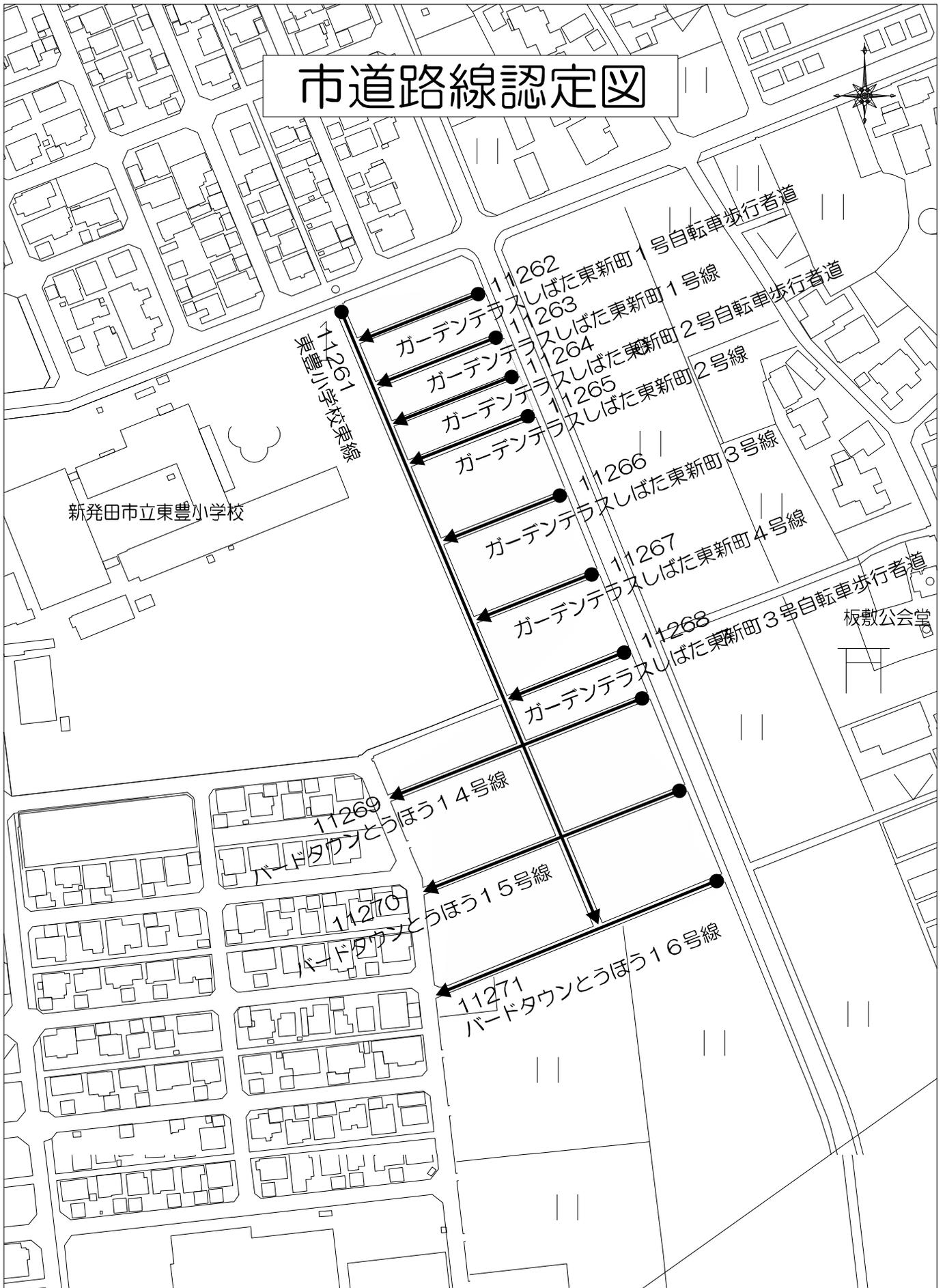
新潟地方法務局
新発田支局

日本年金機構
新発田年金事務所

新発田中央公園

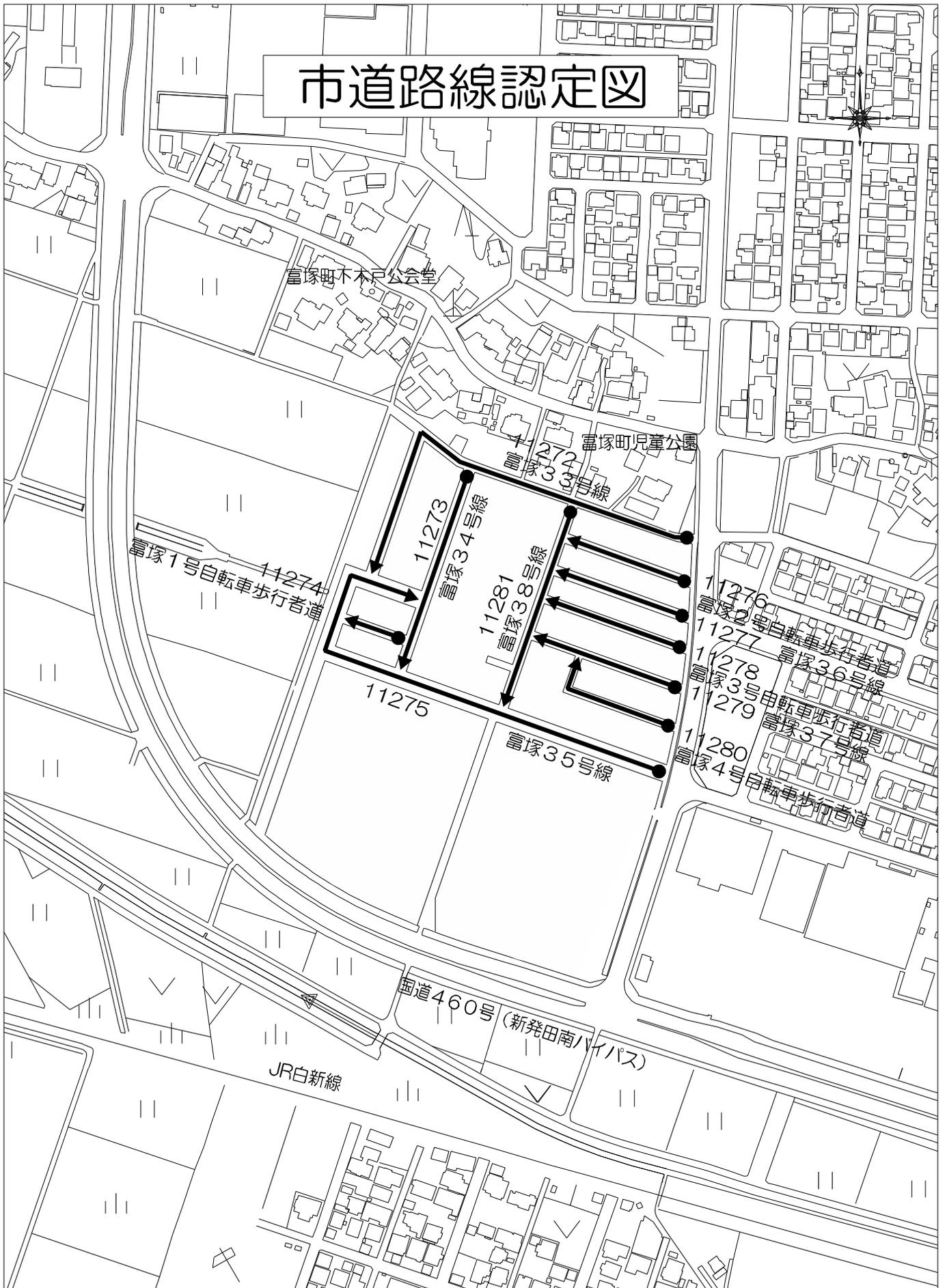
縮尺 1/2000

市道路線認定図



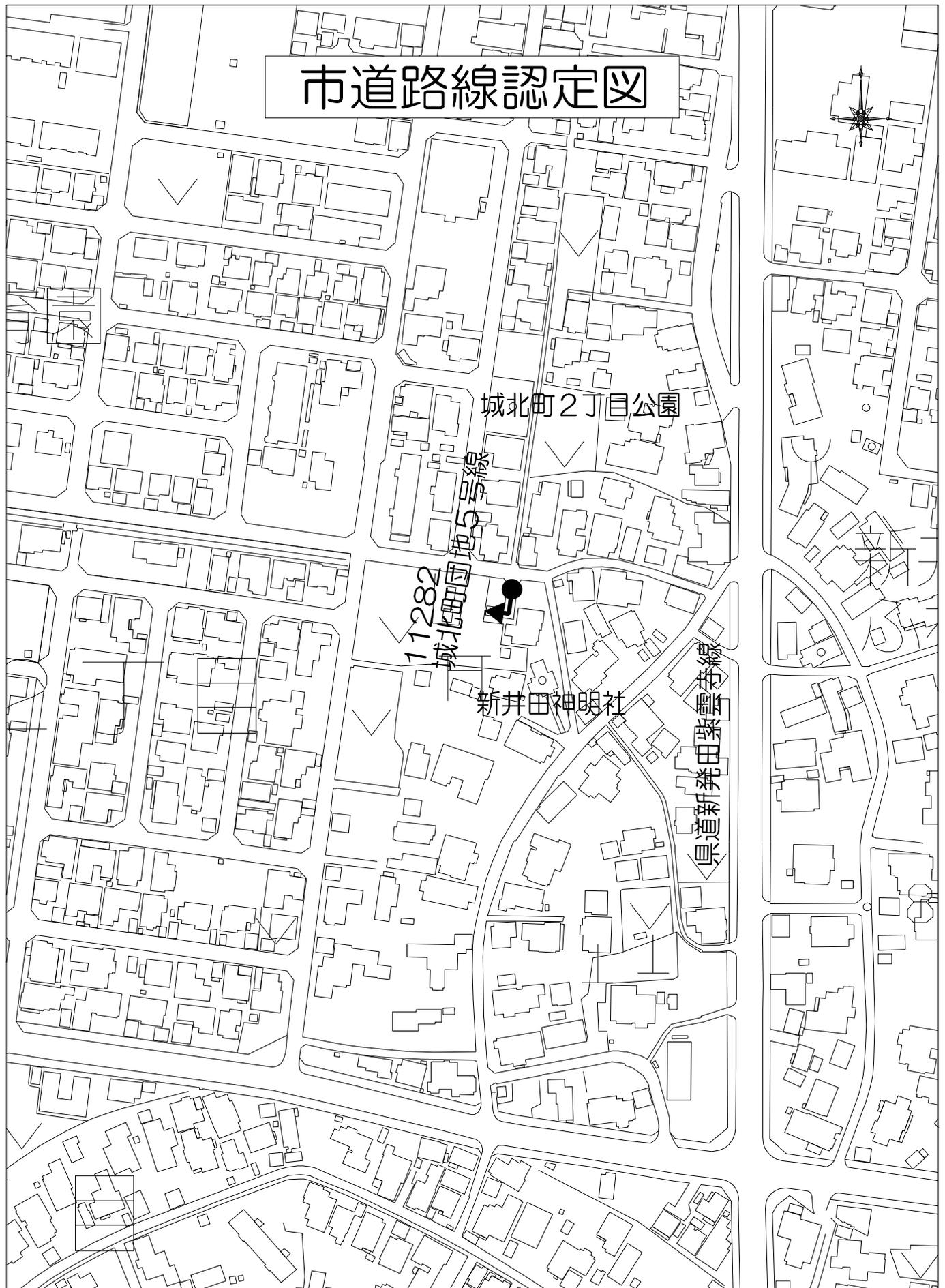
縮尺 1/2000

市道路線認定図



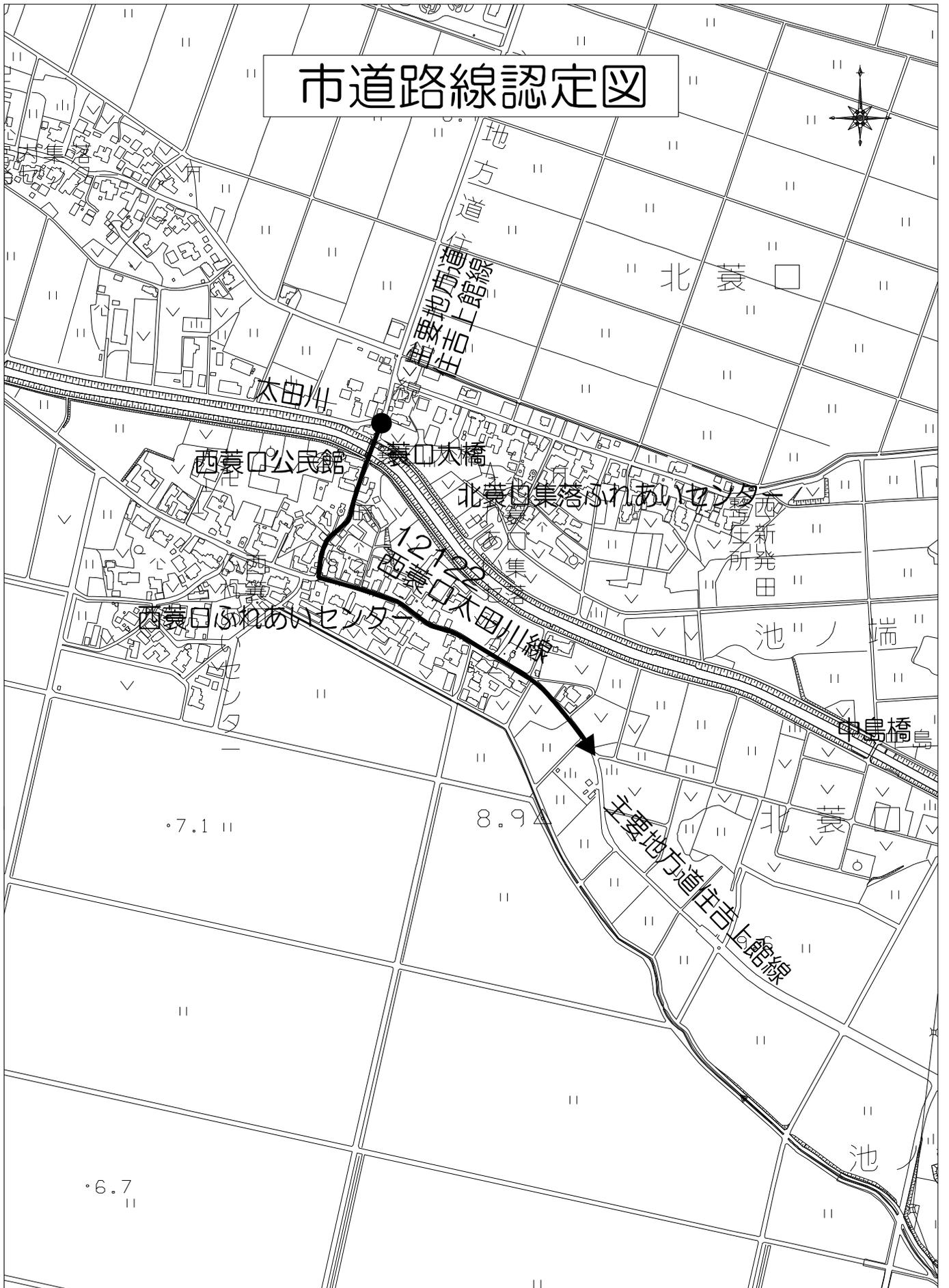
縮尺 1/3000

市道路線認定図



縮尺 1/2000

市道路線認定図



縮尺 1/6000